

生徒・保護者のみなさまへ

申請により授業料の負担が軽減されます



授業料負担軽減額は

- ①国の就学支援金
 - ②東京都の授業料軽減助成金(都民対象)
- 合わせて最大で **48万4,000円**

- ①と②の内訳は、申請者の所得により、異なります。
- 区分Aに該当する場合は②のみ、区分B・Cに該当する場合は①と②それぞれ別に申請が必要です。
- どの区分に該当するかを判別するため、**全ての申請者について所得の確認が必要**となります。

区分	所得のある保護者が1人	所得のある保護者が2人	授業料の負担軽減(年484,000円まで※1)	
A	約910万円以上	約1,090万円以上	②部の授業料軽減助成金 6~7月申請 484,000円 (それぞれ別に申請が必要)	
B	約910万円未満 約590万円以上	約1,090万円未満 約740万円以上	①国の就学支援金 4月・7月申請 118,800円	②部の授業料軽減助成金 6~7月申請 365,200円
C	約590万円未満	約740万円未満	①国の就学支援金 4月・7月申請 396,000円	②部の授業料軽減助成金 6~7月申請 88,000円

※1 授業料の負担軽減額は、484,000円の範囲内で、**在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限**です。
 ※2 年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。
 年収は目安であり、区市町村住民税課税標準額等に基づき審査を行います。

学費全般の支援(都民対象)

貸付(無利子)

育英資金

勉強意欲がありながら経済的理由で学校に通うことが難しい生徒本人に、都が奨学金を無利子でお貸しする制度です。詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_ikuei/pa_ikuei1.html



手続きの流れ	申請者(生徒) → 在学する学校に申請します。 → 学校 → 東京都私学財団から生徒の口座に直接振込みます。 → 学校 → 東京都私学財団へ直接返還します。(卒業後)	
申請時期	4月から各学校の定める期間内(おおむね1~2カ月) 手続きは在学学校にお問合せください。 一度、奨学生として採用されれば、原則として在学中は貸付を受けられます。 (申込期間後に家計急変があった場合は学校へご相談ください。)	
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、国公立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。保護者の所得要件があります。(就学支援金や授業料軽減助成金とは基準が異なります。) ※財団のホームページで、申込対象になるかシミュレーションができます。 私学財団 育英 検索 https://www.shigaku-tokyo.or.jp/ikuei_simulation/	
貸付月額	私立 3万5,000円	国公立 1万8,000円
返済方法	貸付終了から、おおむね11~13年間で返済していただきます。	
保証人	連帯保証人2名が必要です。	

育英資金は貸付です!

各制度のシミュレーションサイト

- ▶ 就学支援金・授業料軽減助成金・奨学給付金 (助成額が目安として確認できます。) <https://shigaku-tokyo.net/school/simulation/>
- ▶ 育英資金(申請の申込対象が目安として確認できます。) https://www.shigaku-tokyo.or.jp/ikuei_simulation/



就学支援金
授業料軽減助成金
奨学給付金



育英資金



お問合せ先	助成	①就学支援金	東京都私学就学支援金センター 就学支援金担当	☎ 03-6743-5011 (受付時間 平日9:15~17:00)
	助成	②授業料軽減助成金 奨学給付金	東京都私学就学支援金センター 授業料軽減・給付金担当	☎ 03-5206-7925 (受付時間 平日9:15~17:00)
	貸付	東京都育英資金	公益財団法人 東京都私学財団 育英資金課	☎ 03-5206-7929 (受付時間 平日9:15~17:00)

公益財団法人
東京都私学財団について

都内にある私立学校の教育の充実や発展を図るとともに、都民の教育費負担を軽減するための支援を行っています。

[東京都私学財団 検索 https://www.shigaku-tokyo.or.jp](https://www.shigaku-tokyo.or.jp)

公益財団法人
東京都私学財団

令和6年度版です。令和7年度以降は変更となる場合があります。

① 国の助成

就学支援金

授業料の一部に充てる費用として「高等学校等就学支援金」を国が学校に支払い、授業料支払い後に(就学支援金)相当額を還付する等の方法で、家庭の教育費を負担する制度です。

詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_syugaku.html



手続きの流れ	申請者(生徒) ← 在学期が配付するIDを使用し、オンラインで申請します。 → 学校 授業料支払い後に差額を還付されるなど、支給時期や方法は学校により異なります。				
申請時期	在学期の案内にしたがって、受給開始を希望する月までに手続きをしてください。 (新生入生は4月と7月、在校生は7月に手続きをします。また、毎年度手続きが必要です。)				
対象者	私立の「高等学校」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒です。				
軽減額	区分	年収の目安		軽減額(年額)	
		保護者1人に収入がある 4人世帯(夫婦+子2人)	保護者2人に収入がある 5人世帯(夫婦+子3人)		
	A	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除額(※2)が、304,200円以上の世帯	約910万円以上	約1,090万円以上	対象外
	B	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除額(※2)が、154,500円以上、304,200円未満の世帯	約590万円以上 約910万円未満	約740万円以上 約1,090万円未満	11万8,800円
C	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除額(※2)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	約740万円未満	39万6,000円	
※1 4月~6月の判定には、令和5年度の課税標準額等を使用。7月~3月の判定には、令和6年度の課税標準額等を使用。 ※2 政令指定都市の場合、調整控除額に3/4を乗じる。					

○高等学校等中途退学した生徒が、再び都内の私立高等学校等で学び直す場合、就学支援金の受給終了後一定条件のもとで、継続して授業料の支援を行う制度(学び直し支援金)があります。

② 都の助成

授業料軽減助成金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学支援金とあわせて都内私立高等学校の平均授業料まで都が助成する制度です。

詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



手続きの流れ	申請者(保護者) ← 東京都私学財団にオンラインで申請します。 → 公益財団法人 東京都私学財団 東京都私学財団から申請者の口座に直接振込みます。				
申請時期	6月下旬~7月(就学支援金とは別に、毎年度申請が必要です)。 6月頃に在学期を通じて手続きや申請時期をお知らせします。当財団ホームページでもご案内します。				
対象者	生徒と保護者が都内にお住まいで、私立の「高等学校(全日制課程・定時制課程)」「特別支援学校(高等部)」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。				
軽減額	区分	年収の目安		軽減額(年額)	
		保護者1人に収入がある 4人世帯(夫婦+子2人)	保護者2人に収入がある 5人世帯(夫婦+子3人)		
	A	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、304,200円以上の世帯	約910万円以上	約1,090万円以上	48万4,000円
	B	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、154,500円以上、304,200円未満の世帯	約590万円以上 約910万円未満	約740万円以上 約1,090万円未満	36万5,200円
C	区市町村民税課税標準額(※1)×6% —区市町村民税調整控除相当額(※2)が、154,500円未満の世帯	約590万円未満	約740万円未満	8万8,000円	
※1 令和6年度の課税標準額を使用 ※2 調整控除相当額について 所得のある保護者等が1名のみ世帯又は保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けている世帯=1,500円 保護者等2名に所得があり、配偶者控除を受けていない世帯(配偶者特別控除を受けている世帯を含む)=3,000円					

○都認可の私立通信制高等学校については、都認可の私立通信制高等学校用リーフレット及び当財団ホームページをご覧ください。

【都民の方は特にご確認ください】

授業料の負担軽減額(就学支援金と授業料軽減助成金の支給総額)を上限(484,000円※)まで受給するためには、次の手続きが必要です。

2ページの就学支援金・授業料軽減助成金の軽減額欄の表区分Aに該当する方

6月下旬から7月までに、**授業料軽減助成金**のみ申請してください。
 ただし、所得の確認の結果、**就学支援金**の対象となる区分と判定された場合、別途**就学支援金**の申請が必要になります。申請を行わない場合、上限(484,000円※)まで受給できなくなる場合があります。

2ページの就学支援金・授業料軽減助成金の軽減額欄の表区分B、Cに該当する方

新生入生は4月と7月、在校生は7月に必ず**就学支援金**の申請を行い、別途、6月下旬から7月までに、**授業料軽減助成金**を申請してください。

- いずれか一方の制度のみ申請した場合、上限(484,000円※)まで受給できなくなる場合があります。
- マイナンバーを登録して**就学支援金**を申請した方は、**授業料軽減助成金**の申請の際に所得の確認のための課税証明書の提出は不要になります。

※484,000円の範囲内で、**在学期の授業料額(保護者が負担した金額)**が上限です。
 また、**就学支援金**により**授業料**が全額軽減される場合は、**授業料軽減助成金**は支給されません。

各制度は、それぞれ別に毎年度申請が必要です。

これらの他にも学費を支援する次のような制度があります。

授業料以外の負担軽減(都民対象)



都の助成

奨学給付金

私立高等学校等に通う生徒の保護者の方の授業料以外の教育費(学用品費、修学旅行費等)負担を都が軽減する制度です。
 詳細は、財団ホームページで(右のQRコード又は次のURLから)ご確認ください。

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html



手続きの流れ	6月下旬~7月(就学支援金とは別に、毎年度申請が必要です)	
申請時期	6月頃に在学期を通じて手続きや申請時期をお知らせします。当財団ホームページでもご案内します。	
対象者	都内にお住まいで、私立の「高等学校」「高等専門学校(1~3年)」「専修学校(高等課程)」等に在学する生徒の保護者です。*	
給付額 (通信制の学校は給付額が異なります)	区分	給付額(年額)
	○生活保護生業扶助受給世帯	5万2,600円
	○住民税が非課税の世帯 ○住民税が均等割のみの世帯	14万2,600円 又は 15万2,000円 (世帯の構成員の状況により、給付額が異なります。)
	○家計急変世帯	給付額、申請時期等の詳細は、当財団ホームページで6月頃にご案内します。

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問合せください。

●着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は加算支給されます。